

第6回
館林市・板倉町合併協議会
会議録

日時：平成29年7月28日（金）午後2時
場所：板倉町中央公民館大ホール

別記様式第1号（第7条関係）

会議録

| | | |
|--------|-----------------------------------|----------------|
| 会議の名称 | 第6回 館林市・板倉町合併協議会 | |
| 開催日時 | 平成29年7月28日（金） 午後2時開会・午後4時45分閉会 | |
| 開催場所 | 板倉町中央公民館大ホール | |
| 議長氏名 | 須藤和臣 | |
| 出席者氏名 | 「出席者名簿」のとおり | |
| 事務局氏名 | 「出席者名簿」のとおり | |
| 会議事項 | 議題 | 会議結果 |
| | 「会議事項」のとおり | 「会議事項」のとおり |
| 会議経過 | 「会議経過」のとおり | |
| 会議資料 | 第6回 館林市・板倉町合併協議会 会議資料 | |
| 会議録の確定 | 確定年月日 | 署名 |
| | 平成29年9月8日（金） | 指名委員氏名 山浦紀夫 |
| | 平成29年9月14日（月） | 指名委員氏名 須藤 稔 |

出席者名簿

【敬称略】

| 規約 | 氏名 | |
|-------|--------------|--------------|
| 会長 | 須 藤 和 臣 | |
| 副会長 | 栗 原 実 | |
| 1号委員 | 小 山 定 男 | 中 里 重 義 |
| 2号委員 | 河 野 哲 雄 | 遠 藤 重 吉 |
| | 青 木 秀 夫 | 今 村 好 市 |
| 3号委員 | 野 村 晴 三 | 向 井 誠 |
| | 井野口 勝 則 | 荒 井 英 世 |
| | 小森谷 幸 雄 | 小森谷 幸 雄 (重複) |
| 4号委員 | 吉 間 常 明 | 鈴 木 優 |
| 5号委員 | 山 崎 紀 夫 | 河 本 榮 一 |
| | 福 田 榮 次 | 増 田 文 和 |
| | 須 藤 稔 | 小 林 博 |
| 7号委員 | 青 木 秀 夫 (重複) | |
| 幹 事 | 栗 原 誠 | 根 岸 一 仁 |
| | 小 嶋 栄 | |
| 専門部会 | 中 里 克 己 | 新 井 孝 行 (代理) |
| | 石 崎 治 | 野 澤 要 一 |
| | 川 島 孝 男 | 森 田 和 子 (代理) |
| | 根 岸 光 男 | 落 合 均 |
| 事務局長 | 田 沼 孝 一 | |
| 事務局次長 | 林 成 明 | 丸 山 英 幸 |
| 事務局係長 | 木 村 和 好 | 舘 野 雅 英 |
| 事務局係員 | 石 井 博 | 鈴 木 誠 |
| | 田部井 啓 介 | |

欠席者 5号委員 江 森 富 夫

会議事項

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 報告事項
報告第17号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について
- 5 審議事項
議案第 8号 【合併協定項目1】合併の方式について（継続審議）
⇒継続審議とする
議案第15号 【合併協定項目20】国民健康保険事業の取扱いについて
⇒原案のとおり可決
議案第16号 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について
⇒継続審議とする
- 6 協議事項
協議第16号 【合併協定項目23-12】児童福祉事業について
⇒次回以降の審議事項とする
協議第17号 【合併協定項目23-13】保育事業について
⇒次回以降の審議事項とする
協議第18号 【合併協定項目23-14】生活保護事業について
⇒次回以降の審議事項とする
- 7 その他
寄せられたお問合せと事務局からの回答について
- 8 閉会あいさつ
- 9 閉会

(会議経過)

| 発言者 | 議題・発言内容・決定事項 |
|--------|--|
| 田沼事務局長 | <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第6回館林市・板倉町合併協議会を開会いたします。</p> <p>本日の進行役を務めさせていただきます合併協議会事務局長の田沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、ご報告いたします。本合併協議会は、協議会規約第9条第1項の規定により、会議は委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができないと定めております。本日は、江森委員がご都合により欠席されておりますが、会議が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>次に、本日の資料の確認をさせていただきます。次第、会議資料につきましては、事前に送付させていただいておりますが、本日は報告事項の追加があることから、議事の進行が一部変更となりましたので、改めて右上に変更後と記載しました次第及び追加となる報告第17号を配付させていただきました。また、今までと同様に座席表、出席者名簿、封筒に入れました次回開催通知をお配りさせていただいております。ご確認をいただき、不足などがございましたら、お申しつけください。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>それでは、次第に基づき、開会の挨拶をいただきます。</p> <p>須藤会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> |
| 須藤会長 | <p>開会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、大変ご多忙のところ皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。第6回の合併協議会を開催するわけでございますが、初めに前回の会議におきましては、第三者の話を聞く必要があるという判断のもと、講演会を企画させていただきました。講師をお願いいたしました群馬県市町村課の布施課長より、合併事務に従事した体験談なども交えて、専門家としてのお話をお伺いしたところでございます。</p> <p>また、合併の方式につきましては、委員の皆様が所属いたします組織や</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>団体としての意見集約もお願いをしたところでございます。本日の会議では、再度意見交換を行わせていただきたいというふうに考えております。</p> <p>なお、合併協議会といたしまして、住民の意見に耳を傾けるということはもちろんでございますが、行政といたしましても住民意見の反映に努めなければならない必要性を考慮し、館林市といたしまして8月下旬を予定とした団体等との合併懇談会の準備を現在進めているところでもございます。これらの結果なども協議会の審議における参考として、今後おつながりしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>今後、合併の方式を含む重要な合併協定項目の審議が進むこととなりますが、今後の合併協議が両市町の発展に結びつきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委嘱状の交付を行います。</p> <p>新たに板倉町農業委員会の会長に小林様が選任され、会長、副会長の協議の結果、本協議会の5号委員をお願いすることになりました。</p> |
| 須藤会長 | <p>須藤会長より委嘱状を交付いたしますので、その場でご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>委嘱状、小林博様。館林市・板倉町合併協議会委員を委嘱します。平成29年7月24日。館林市・板倉町合併協議会会長、須藤和臣。</p> |
| | <p>ここで、新たな委員となりました小林委員より自己紹介をお願いいたします。</p> |
| 小林委員 | <p>このたび板倉町農業委員になりました小林です。いろいろとお世話になります。よろしくお願いを申し上げます。</p> |

| | |
|---------------|--|
| <p>田沼事務局長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、会議に当たっての留意事項を申し上げます。</p> <p>会議における質問、発言等に際しましては、挙手の上、お名前を言っていただくこと、あわせてマイクのご使用をお願いいたします。</p> <p>それでは、合併協議会規約第9条第2項の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、これ以降の進行を会長にお願いいたします。</p> <p>それでは、須藤会長、よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、規約に基づきまして、暫時議長を務めさせていただきます。</p> <p>審議、協議事項につきましては、委員皆様のご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>会議に先立ち、会議録署名人の選出を行います。</p> <p>議長が出席委員の中から2名を指名することになっております。本日の会議につきましては、館林市の山崎委員と板倉町の須藤委員にお願いをしたいと存じますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議長</p> | <p>異議なしというご発言いただきました。それでは、お二人に会議録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>報告第17号 「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p> |
| <p>林事務局次長</p> | <p>事務局次長の林でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、追加でテーブルにお配りさせていただきました1枚紙、表裏の資料、報告第17号をお願いいたします。</p> <p>「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書に</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>について」でございます。本件は、本協議会の規約に基づき、両市町の長が協議して定める委員について、委員の変更に伴う変更協議書を締結しましたので、報告するものでございます。</p> <p>資料の裏面2ページをお願いいたします。変更内容に記載のとおり、板倉町の農業委員会会長が小野寺様から小林様に変更となりました。このことに伴い、平成29年7月24日付で両市町の長が変更協議書を締結し、本協議会の5号委員を小林会長にお願いすることになったものでございます。</p> <p>報告第17号につきましては、以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>報告第17号につきまして何かございますか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>異議なしというご発言がございました。</p> <p>それでは、報告第17号につきましてよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは、審議事項に移ります。</p> <p>初めに、継続審議となっております議案第8号 合併協定項目1 「合併の方式について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>丸山事務局次長</p> | <p>事務局次長の丸山でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、資料の1ページをお願いいたします。議案第8号 「合併の方式について」ご説明いたします。</p> <p>本日は、第4回の協議会に引き続き、合併の方式につきましての審議をお願いするものでございますが、第4回の協議会におきまして、委員より「新設合併と編入合併の調整方針に文言の差があることは適切ではない」というようなご意見をいただいております。いただきましたご意見を踏まえまして調整方針の一部を修正しておりますので、その内容につきまして、ご説明をさせていただきます。</p> <p>修正に当たりましての基本的な考えとしまして、両市町の合併をする場</p> |

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>合には、新設合併または編入合併、いずれかの方式を選択しても、合併に際しては、対等・平等の精神に基づく立場で臨むということが原則であると考えております。したがって、合併の方式の違いにより調整方針の文言に差をつけることなく、合併の方式のみを記載した調整方針としております。</p> <p>具体的には、調整方針に記載のとおり、合併の方式に関する具体的な調整方針を決定するに当たり、A案として、「両市町の合併は、館林市及び邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。」または、B案として、「両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する編入合併とする。」のいずれかの方式を選択することについて、委員のご意見を伺いたいと考えております。</p> <p>以上、議案第8号「合併の方式について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>合併の方式につきましては、これまで過去2回、意見交換を行わせていただいております。これまでの状況におきましては、可決に必要な出席委員の3分の2以上の意見がまとまっている状態ではなく、前回の協議会では、第三者の話聞く必要性も考慮しまして、講演会を開催させていただいたところであります。</p> <p>前回の会議におきまして、委員の皆様が所属しております組織や団体における意見聴取や集約をお願いをいたしたところでございますが、本日の会議では、再度、皆様の意見交換を行いたいというふうに考えております。</p> <p>合併の方式につきましては、委員からの要望もございましたとおり、丁寧に、かつ議論を十分尽くした上で決定してまいりたいというふうに考えております。</p> <p>本日の会議におきましては、仮に出席委員の3分の2以上の意見がまとまりました場合でも、採決を予定しておりませんが、その点につきまして委員各位のご理解とご協力をお願いしたいというふうに存じます。</p> <p>過去の意見交換では、委嘱状の交付順でご発言をお願いしてまいりまし</p> |
|-----|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>たが、時には違う順番もよいのではないかという意見が事務局にあったというふうにお伺いいたしております。よろしければ今回は、座席順で、板倉町の荒井委員さんのほうから小林委員さんまで、続いて館林市の河野委員さんのほうから井野口委員さんまで、続いて小山委員さんのほうから鈴木委員さんの順番でお願いをしたいというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは、各委員よりご発言をお願いいたしますが、今回の会議では、協議会全体としての意見のまとまりを確認するという趣旨もございますので、まことに恐縮ではございますが、どちらでもよいという意見は、でき得る限りご遠慮していただき、ご配慮していただければありがたいというふうに思っております。</p> <p>現時点で新設合併、編成合併のA案、B案どちらに賛成か、またその考え方などがございましたら、ご発言をお願いいたします。</p> <p>それでは、荒井委員、よろしくをお願いいたします。</p> |
| <p>荒井委員</p> | <p>お世話になります。板倉町の荒井でございます。</p> <p>この合併の方式につきましては、過去何回かいろいろ申し上げているところでございますけれども、結論的に言いますと、私としましてはA案の新設合併を選択したいと思っております。その理由ですけれども、合併方式を考えるに当たりまして、やはり基本的な部分を押さえる必要があると思っております。つまりなぜ合併をするのかという基本的な部分なのでございますけれども、皆さんご存じのように、人口減少社会におきまして、1つの自治体では実現が難しいと思われることを2つの自治体が一緒になることで、広域的に施策展開ができる、あるいは相乗効果、そういったものが生まれるのではないかという期待があるわけです。</p> <p>それぞれのまちには地域資源がかなりあります。そういったよいところをそれぞれが生かしていくというのが重要だと思っております。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>議長</p> | <p>また、対等、公正、平等、そういった基本理念を踏まえまして、今後、進めていくことがいいのではないかと考えております。</p> <p>合併後の新しいまちの将来像を一番当初審議したと思うのですが、その中で共創社会の自立を掲げているわけです。共創社会、文字どおり、ともにつくっていく共創です。ともにつくっていくという視点からも、私は新設合併をすべきであると考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>小森谷委員、お願いします。</p> |
| <p>小森谷委員</p> | <p>板倉町議会の小森谷と申します。結論から先に申し上げますが、先般の協議会の席でも申し上げたのですが、基本的には新設合併で臨みたいというふうに考えております。</p> <p>先般も申し上げたところもあるわけですが、基本的には、平成の大合併の状況下とは現行大分さま変わりの状況になっていると、そういった中で館林、板倉が新しいまちづくりのためにどうするかということですが、合併はあくまでも館林市と板倉町が合併することによって地域サービス、あるいは住民サービス、そういったものが向上するために合併を手段というふうに考えていると、そういった中で新設をお願いしたいということですが、</p> <p>そういった中で、先般も議論があったわけですが、基本的には経費の問題、あるいは事務方の作業の問題等、いろいろ新設合併では多様な業務が発生をするというようなことがあったわけですが、平成の合併時期とは違いまして、あのときですと「アメとムチ」という言葉でよく表現をされたわけですが、今後の合併については、国のほうの補助金、あるいは交付金等はほとんどないにひとしい、そういった中で合併ありき、期日ありきの推進のやり方はいかがなものかというふうに考えております。</p> <p>そういった中で、やはり市民、町民に理解されるためには、新設合併の中で苦勞をともにしながら進めていくことが非常に大事なのかなという</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>ふうに思っております。そういった観点から新設合併を希望いたしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>山崎委員</p> | <p>山崎委員、お願いします。</p> <p>館林市区長協議会会長の山崎です。前回の会議では、区長協議会の理事会が開かれて、その意見をまとめてここで話ししましたが、実はおととの26日、館林市の皆さんご存じのように、1町7カ村で合併してできた市なのですが、旧市内の館林町の区長会、これは23名おりました、そのうち1名が欠席で、22名が出席してそれぞれの意見を聞きました。やはり前回申し上げましたとおり、例えばこの合併が13万、14万という人口になるような合併であれば意味もあるが、10万人にも達しないような人口の合併であるならば、それを新設だなんていう合併の方式は私には理解できない。どこまで行ってもこれは編入ですべきだという意見や、編入にならないような合併であれば、やめたほうがいいのではないかと、これは極論なのですが、そういう意見もございました。</p> <p>それなので、私は区長協議会の代表として、やはり前回と同じように編入合併ということでお願いしたいと思っております。</p> |
| <p>議 長</p> <p>河本委員</p> | <p>河本委員さん、お願いいたします。</p> <p>館林市の商工会議所の代表でございますが、いろいろ会議所の常議員以上の方々にもご意見をお聞きしました。約90%の方が編入合併ということに同意をしております。</p> <p>理由といたしましては、やはり合併は、必ず光と陰があるというふうに思っています。我々企業人でございますので、企業の合併を行い、今までにもいろんなことを見てまいりましたが、最大の合併のやっただまさは、やはり文化や歴史のそういうスタンスが違うところが合併いたしますと、なかなかうまくいかないというのが現状でございます。しかし、幸</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>い板倉町と館林市は、そういう歴史や文化が非常に似通っていますので、そういう点は合併してもスムーズに行くのではないかというふうに思っています。</p> <p>もちろん合併するに当たりましては、地域の将来像をきちんとわかりやすく丁寧にお示しすることも大事でございますし、これを基本に対等、平等の精神でやるのが非常に大事なことだと思っています。しかしながら、今現在、少子高齢化の時代でスピード速く進んでおりますので、私の意見といたしましてもスピード感を持って合併するためには、編入合併もやむを得ないのではないかというふうに思っておりますので、編入合併ということで意見を述べさせていただきました。</p> <p>福田委員、お願いいたします。</p> |
| <p>福田委員</p> | <p>館林市農業委員会の福田でございます。</p> <p>私、当初から編入合併をお願いをしたいというふうな考えでございます。農業委員会としても何人かにお聞きしたのですが、編入合併であれば、時間もかなり縮小される。あるいは経費の面でもかなり少なくなるのではないかというふうなことで、先ほど区長会長や河本委員が申し上げたとおり、本当に少子高齢化はもう待ったなしというふうなことの中で、行財政改革をどう進めるのか、やはり合併は避けて通れないというふうに思っております。</p> <p>きょうの新聞で見たのですが、前橋、高崎、あるいは藤岡、伊勢崎、そういったところも、道州制も含めて合併を考えていくというようなことでございますので、私も合併はもう当初から賛成でございまして、特に板倉町の農業委員会としても、館林が板倉に入る地域もありますし、板倉が館林のほうに入る地域もございますので、なるべく早く合併を推進をしたいと、このように思っております。よろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、増田委員、お願いいたします。</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>増田委員</p> | <p>板倉町の区長会の会長をしております増田と申します。</p> <p>この合併の方式につきまして、結論から申し上げますと、私はB案の編入の方式をとったほうがよろしいのではないかというふうに考えております。理由といたしましては、少子高齢化は、先ほどから出ておりますが、邑楽館林にとっても、板倉町にとっても少子高齢化というのは、もう避けて通れない状況であります。したがって、住民サービスをこれまで以上に求めるというのは難しいかもしれませんが、現状を維持するためにも合併は避けて通れないというふうに考えております。</p> <p>そして、合併するに当たりまして、どうしてもいろんな面で経費がかかるかと思いますが、経費を最小限にとどめるためにも、編入方式がよろしいのではないかというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、須藤委員、お願いいたします。</p> |
| <p>須藤委員</p> | <p>板倉町の商工会の須藤と申します。</p> <p>結論から言いますと、板倉町商工会の前会長もおっしゃっていたとおり、新設合併という形で、とりあえずは進めたほうがいいのではないかと思います。しかし、いろいろなことで状況がもし変わったら、その状況下で考えてもいいのではないかと思います。</p> <p>最終的には議会が決めるということを見ると、前回は、館林市の4人の議員がA案、そして板倉町でもやはり議員の方々がA案という考えでした。そうなれば、いろいろ考えていかないと、合併が非常にスムーズに行かない。B案で決まっっていて、そして今度、議会に持っていったらB案ではだめだとなってしまうのが非常に心配であります。ですから、議会の方々がまず本当にどのようにこのA案、B案を考えているかというのを私は本当に伺いたい。板倉町でもやはり2名の方がA案というような話でした。商工会としても、前会長もA案ということですので、A案で行きたい</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>などと思います。よろしく願いいたします。</p> |
| <p>小林委員</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>次、小林委員、お願いいたします。</p> <p>板倉町農業委員の小林でございます。</p> <p>私は合併に時間、経費、余り費やすことを望ましいとは思っておりません。できるだけスムーズに合併を進めるためには、B案の編入合併がよいのではないかというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、河野委員、お願いします。</p> |
| <p>河野委員</p> | <p>館林市の河野でございます。</p> <p>前々回の第4回の協議会におきまして、合併方式の意見交換が行われたわけですが、私自身、さまざまな考えから新設合併を選択させていただきました。結果的には、編入合併が大半を占めたわけでありますけれども、3分の2に満たないということで採決には至りませんでした。</p> <p>また、現時点におきましても、まだ合併の方式が決定されないという状況であります。私は、今大事なことは、合併を目指して協議会を一步でも前に進めることが最も重要なことではないかなと思っております。そういったことを考えますと、私もさまざま考えましたけれども、新設合併と編入合併、結論的には大きな違いはない。あるとすれば首長の選挙だけあります。</p> <p>また、前回の講演会でありましたけれども、県の市町村課長も合併の方式について触れておりましたけれども、あくまでも手続上の問題であるということでおっしゃっておりました。私も全く同感であります。そういったことを考えますと、合併を進めるためにもB案であります編入合併を進めていただければと思っております。</p> |

| | |
|-----------------------|--|
| <p>議長</p> | <p>いずれにいたしましても、合併というのは非常に微妙な問題を含んでおります。私も新設合併のときにお話ししましたが、やはり信頼関係の上に成り立つものでございます。真摯に、そしてソフト面を重視した協議をしていただければありがたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議長</p> <p>遠藤委員</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、遠藤委員、お願いいたします。</p> <p>館林市議会の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>私も4回、5回の合併協議会に出させていただきまして、4回的时候には、新設合併と言わせていただいたのですけれども、新設合併についての私のこだわりは、館林市議会が9月改選で非常に合理的でないということをお話しいたしました。そういった中で、先ほども議長が申し上げましたとおり、手続上の問題で、新設合併も編入合併も変わらないのだという話をこの間の講演会でもお聞きいたしました。そして、私自身もできれば合併を機にして、行財政改革ができればいいかなということで、4月に選挙が行えれば、非常にありがたいかなということで新設合併を私自身は主張をさせていただきました。</p> <p>そういった中で、館林市民の皆様もどちらかという板倉町民の六百余名の署名から始まった合併の問題でございまして、いろんな意味でその町民の皆さん、それから館林市民の皆さんの意見も聞きながら、私自身も今回については編入合併もいいかなというふうに思っております。</p> <p>それは、やはり先ほど河本会頭もおっしゃっていましたが、あくまでも対等、平等の合併であるという前提のもとに、編入合併をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、青木委員さん、お願いいたします。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>青木委員</p> | <p>板倉町議会の青木です。お世話になります。合併方式の新設か編入かという意見を求められるのは3回目です。私は当初から編入合併をしたほうがいいのではないかとこの立場の発言をしております。</p> <p>といいますのは、先ほども何人かの方が述べられたように、新設合併あるいは編入合併の違いはどこにあるのかということ、中身について大きな違いはないのです。強いて挙げれば、首長選挙があるかどうかという程度の違いで、ほとんど中身は変わらない。ただ、編入合併というのは別名吸収合併というふうに言われており、言葉の響きが悪いのです。イメージが悪い。よく内容を知らない人たちにとっては、編入合併というのは大きなハンディを負うのではないかと何かそういう受け取り方をされるので、誤解を招くことがあるかと思うので、ぜひここにいる委員の方は、そういうことはないのだと、編入も新設も大きな違いがないのだと、先ほど何人かの委員の方が述べたように、事務作業は簡略化できますし、いろんな面でスピード感を持って合併手続を進めることができるというメリットもあるので、編入合併のほうがいいのだということを、ここの席だけでなく、いろんな方に接するときに、そういう説明していく必要があるかと思うのです。</p> <p>結論から言うと、私は編入合併を支持する立場ですので、よろしく願いしたいと思います。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、今村委員、お願いします。</p> |
| <p>今村委員</p> | <p>板倉町の今村です。</p> <p>私は、自治体の大小は問わず、両市町が新しいまちづくりに向かってスタートをするわけですので、新設合併でお願いをしたいというふうに思います。</p> <p>今、青木委員のほうから話がなかったのですが、板倉町議会としては編入か新設かというのを一度各議員に打診をしたことがあります。その結果</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>としては、ほとんどの議員が新設合併という状況になっておりますので、私も新設合併ということでお願いをしたいと思います。</p> |
| <p>野村委員</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>野村委員、お願いします。</p> <p>館林市議会の野村でございます。</p> <p>私、3回、4回とそれぞれの意見を求められたときには、それぞれの市、町には歴史もあるし、そこに住んでいらっしゃる住民の方の誇りもあると、それから将来に向かってともに新しい未来像を描いていく必要があるだろうということで、市町村合併の基本的な考えは、私は常に新設合併であります。</p> <p>しかし、今回、この協議会の動きを見ていまして、やはり少しでも協議会を前に進めていく必要があると、この合併協議会の目的は、やはり合併の姿を描いていくのがこの目的でありますので、先ほど板倉町の須藤委員さんが発言されましたけれども、これからいろんな場面で、またいろんな想定されることもあろうかと思えます。しかし、現在で合併協議の内容をやはり進めていかなければならないという現状を踏まえたと、私もB案の編入合併でやむを得ないのではないかと、そんなふう結論を出したところであります。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、向井委員、お願いいたします。</p> |
| <p>向井委員</p> | <p>館林市の向井でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>私も当初から新設と思っておりましたが、今回は編入ということで変えさせていただきたいと思っております。</p> <p>変更した理由は、何回か聞いておまして、私が最初に新設と申し上げておりましたのは、やはり同じ対等に新しい市をつくっていくという意味</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>からも、やはり編入という言葉の響き、また町民の方々の心の気持ちだとか、いろんなことを考えまして、経費もかかるしということもあるのですが、議会で代表でいらっしゃる委員の方々も、須藤委員が言われたように新設とおっしゃっておりますし、やはり今後議会で決めていく場合には、新設という形が板倉町のことを考えても、またいろんな方面を考えてもいいのだらうと思っておりました。</p> <p>しかし、ここへ来て、いろんな方の意見を聞いておりますと、特に板倉町の増田委員や小林委員、そして須藤委員は、議会のことをおもんばかってか新設という話もございましたけれども、板倉町の方々の代表の方々のご意見が編入が多いということや、私は館林市議会議員でございますので、市民の代表といたしましては、市の団体の方々が編入とおっしゃっていることもあり、また私の支持者の方々に何人か聞いても、やはり編入だらうというようなこともございますので、いろんな状況を考えて、編入という形で今回は意見を述べさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、井野口委員、お願いいたします。</p> |
| 井野口委員 | <p>館林市議会の井野口勝則でございます。</p> <p>意見を申し上げます前に、この問題につきまして、当局におかれましては3回目、そしてまた間には研修会も設けていただきまして、ありがとうございました。</p> <p>私、当初から、この合併に関しては編入合併という意見を述べております。理由につきましては、過去2回述べてきましたので割愛させていただきますけれども、やはり私の近所の支持者の方々も編入だというふうな意見が多いという様子でございます。</p> <p>何はともあれ時間もそんなにない中で話を進めていく、そしてまた最後まで、河本委員さんのお話にありましたように、平等の中での話を進めていくということを大事にいただければよろしいのかなと思います。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、小山委員、お願いします。</p> |
| <p>小山委員</p> | <p>館林市の副市長の小山でございます。</p> <p>第4回の協議会でもお話し申し上げましたけれども、結論から申し上げますと、このB案の編入方式がよいというふうに考えております。</p> <p>現在、我々幹事会におきまして、全体で約1,800にも及ぶ事務事業について調整を進めているところでございます。そうしますと、どうしても基本となるベースというものが必要でございます、そのベースをもとに調整を進めていく、これが非常にスムーズに、合理的に進めていくものであると考えております。</p> <p>前回もお話ししましたけれども、保健福祉部会で生活保護事業について調整を行ったところでございます。本日の協議事項第18号でその結果をこの後、報告がなされるということになっておりますが、ご承知のように、館林市では市に福祉事務所がございますので、市で生活困窮者からの相談、申請時より決定、実施等、全て直接市で行っているところでございます。一方、板倉町におきましては、受理した申請を群馬県の保健福祉部に進達、県による保護の良否の決定に基づく実施ということで、一部を間接的に行っているところでございます。これを具体的に調整してまいりますと、生活保護事業につきましては、館林市の例により合併時に統合するというのが幹事会の中での調整方針でございました。</p> <p>これとはまた違う福祉の関係ですけれども、家庭児童相談事業、DVに対する婦人の相談事業、母子・父子の自立支援の相談事業、これにつきましては市で相談員制度を設けて行っているところでございます。町では相談制度がございません。これを具体的に調整いたしますと、館林市で現在実施しているものをベースにしまして、相談三事業を総合的に扱う体制が図られるように特化した組織に再編するというように、さらに充実させるようなもので調整を行っているところでございます。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議長</p> | <p>このように、これから市、町で実施しております事務事業を調整し、住民の皆さんへのサービスを低下させないように、そしてより充実を図っていきたい、そういう調整を行っていくためには、どうしても基本となるベースが必要でございますので、編入方式がよいと、このように考える次第でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>吉間委員</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>次に、吉間委員、お願いします。</p> <p>館林市の教育長の吉間でございます。</p> <p>結論的に申し上げますと、編入合併でお願いしたいというふうに思っております。先ほど板倉町の議員さんの方は新設合併を期待しているというようにお話がありましたけれども、どちらにいたしましても両市町が合併に向けて努力していただきたいというふうに思っております。</p> <p>合併によって新たな夢が生まれるものと期待をしております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございます。</p> <p>続きまして、中里委員、お願いします。</p> |
| <p>中里委員</p> | <p>板倉町の副町長の中里でございます。</p> <p>私も前は編入合併ということで意見を述べさせていただいております。本日も、結論から申し上げますと同様でございます。理由といたしますと、やはり合理的に考えますと、編入合併が適当であるというふうに考えております。</p> <p>それと、言葉的に編入という言葉が聞こえが悪いというような意見も先ほどありましたけれども、要は住民が納得をしてくれるような、いわゆる事務事業等の調整結果、これが一番重要ではないかというふうに考えております。そういったことでございますので、方式のいずれはともかくとし</p> |

| | |
|----------------|--|
| | <p>て、この協議会においてのいわゆる調整結果、これが住民に理解をしていただけるようなものであれば、十分進められるだろうというふうに考えておりますので、その点は我々としてもしっかり協議、議論を進めていくべきだというふうに考えおりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 最後になります。鈴木委員、お願いします。</p> |
| <p>鈴木委員</p> | <p>4号委員の鈴木です。 結論は、編入合併であります。正直、合併はなぜ今なのかというようなものは、まだ依然として心の中にありますけれども、将来を考えたときには、やはり合併をして、そして活路を見出すというようなことも必要かなと思っています。 少なくとも教育関係を考えたときに、やはりメリットは大きく、何よりも広い視野を持って対応できると、教員もそれから生徒も児童も当然です。 それから、方式につきましてもこだわりはないと前回私お話ししましたがけれども、両市町の自然や文化が守られると、そしてさらには都市づくりがそういった面を、個性等を大事にした中で都市づくりができるということを考えますと、やはり編入合併でいいのかなと思います。 あわせて、提示されたその違い等も精査した結果、やはりメリットのほうが大きいというようなことで、スムーズに移行できるということで編入合併というふうに考えました。 以上です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>ありがとうございました。 ここで、本日欠席の江森委員より意見書が提出されておりますので、この件に関して事務局より報告をいたします。</p> |
| <p>丸山事務局次長</p> | <p>それでは、江森委員からお預かりしました意見書を朗読させていただきます</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| <p>議長</p> <p>丸山事務局次長</p> | <p>ます。</p> <p>平成29年7月20日、館林市・板倉町合併協議会、会長須藤和臣様、委員江森富夫。</p> <p>館林市と板倉町の合併方式について。</p> <p>合併方式について私の意見を述べさせていただきます。</p> <p>私は、編入合併方式に賛成します。</p> <p>その理由は、館林市と板倉町の合併方式が新設合併か、編入合併いずれにしても、将来、明和町・千代田町・邑楽町などとの合併が予測されます。</p> <p>その時、館林市と板倉町の合併が、新設合併だった場合は、明和町・千代田町・邑楽町などとの合併においても、当然、新設合併方式を望む意見が大きくなると予想されます。</p> <p>前回6月26日の合併協議会での講演会「市町村合併について 講師布施正明氏」の中で、前橋市・高崎市のように複数回合併を実施しているところは、編入合併方式が採用されています。</p> <p>今後、館林市の合併が何回実施されるか分かりませんが、将来のことを考慮しても、合併事務の簡素化、費用の軽減を考え、編入合併方式に賛成します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>委員の皆様より大変貴重なご意見を賜りまして、まことにありがとうございますございました。</p> <p>本日の会議では、委員各位のご意見を事務局で集計をいたしまして、ご報告の上、本協議会としての共通認識を図りたいと考えております。少々お時間をいただきたいと思います。</p> <p>それでは、集計結果をご報告させていただきます。</p> <p>本日欠席されております江森委員の意見は除きまして、新設合併に賛成の委員4名、編入合併に賛成の委員15名となります。</p> <p>出席委員19名のうち3分の2である13名以上となる15名の委員が編入合併に賛成という結果でございます。</p> |
|--------------------------|--|

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>集計結果の報告につきましては、以上でございます。</p> <p>事務局より集計結果の報告がございました。</p> <p>出席委員3分の2以上の意見がまとまっておりますので、採決すべきという意見もあろうかと存じますが、本日の意見交換の結果を踏まえまして、合併の方式を選択し、適切な時期での採決をお願いしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いをしたいというふうに存じます。</p> <p>以上で、議案第8号「合併の方式について」の審議を終了いたします。</p> <p>次に、議案第15号 合併協定項目20「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題にいたしたいと存じます。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>丸山事務局次長</p> | <p>議案第15号についてご説明をいたします。資料は11ページをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第15号につきましてご説明いたします。資料につきましては3ページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目20「国民健康保険事業の取扱いについて」ご説明をいたします。表の中をごらんいただきたいと思います。</p> <p>合併協定項目20「国民健康保険事業の取扱いについて」の調整方針は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、国民健康保険税の賦課については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 税率については、合併年度及びこれに続く5年度以内は不均一課税とし、その後、再編する。 (2) 納期については、現行のとおり新市において継続する。 (3) 軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。 (4) 減免制度については、合併時に統合する。 2、特定健康診査・特定保健指導については、合併時に統合する。 <p>としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。</p> <p>本日の資料から、市と町の現況の欄で主に異なる点につきまして、文字を赤色に変更して、わかりやすくしておりますのでご了承いただきたいと思います。</p> |

思います。

それでは、関係項目ごとにご説明をさせていただきたいと思います。

合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」、関係項目につきましても、1の国民健康保険税の賦課になります。

表の中ほどの現況についてご説明をいたします。

1番の税率となります。国民健康保険税の税率は、表に記載のとおり、医療分、支援金分、介護分の3つに区分され、それぞれの区分ごとに所得割・資産割・均等割・平等割の税率を定めて課税しております。市・町で定めている税率は、全て異なる税率となっています。

限度額については、市・町ともに同額となっています。

米印のほうに各用語の説明を記載しておりますので、後ほどご確認していただければと思います。

表の右側になります。具体的な調整内容としまして、「税率については、合併年度は現市町の広域化後の税率を適用し、これに続く5年度以内は、税率の統一に向けて段階的に調整した税率とする。」といたします。

次のページをお願いします。2番の納期ですけれども、納期につきましては、(1)の普通徴収、(2)の特別徴収ともに同様でありますので、表の右側、具体的な調整内容としては、「納期については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

3番の軽減制度になりますけれども、(1)の低所得者軽減、(2)の後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、(3)の非自発的失業者に対する軽減がありますが、法令で定められた軽減制度となっておりますので、対象者及び軽減内容につきましては、市・町ともに同様でございます。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「軽減制度については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

次のページをお願いします。4番の減免制度です。減免制度の対象者として、(1)から(4)まで記載してありますが、対象者につきましては、市・町ともに同様であります。しかし、市の欄の下段に米印がありますが、市では、館林市税等減免に関する規則を定め、対象者ごとに減免する基準を具体的に定めております。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「減免制度については、対象者は同一であるが、館林市では減免基準を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたしました。

次のページをお願いいたします。合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」、関係項目につきましては、2の特定健康診査・特定保健指導になります。

表の中ほどの現況でございますが、初めに目的としまして、40歳から74歳までの国民健康保険被保険者を対象としまして、特定健康診査、特定保健指導を行うことで、被保険者の健康保持と医療費の抑制を図るもので、市・町ともに実施しております。

概要の1番の特定健康診査で市と町で異なる点につきましては、次のページになりますが、(4)の実施時期、(5)の自己負担額では、市が40歳から69歳までを500円としておりますが、町では全て無料としております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容としましては、「特定健康診査については、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、自己負担額については、板倉町の例によるものとする。」といたします。

次のページの表の中段になります。2番の特定保健指導になります。特定健康診査の結果、健康保持に努める必要がある方に対しまして、リスクの程度に応じた保健指導を市・町ともに実施しています。

市と町で異なる点につきましては、(1)の実施方法、(3)の指導内容としまして、動機付け支援と積極的支援の内容となっております。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。」といたします。

以上で、合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

| | |
|----------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>前回ご意見いただきまして、今回から館林市と板倉町の違いの部分の赤字にて記させていただいているということでございます。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第15号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いをいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、質疑を打ち切り、採決を行います。</p> <p>議案第15号 合併協定項目20 「国民健康保険事業の取扱いについて」を原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(挙手全員)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>挙手全員でございます。</p> <p>よって、議案第15号は原案のとおり可決をされました。</p> <p>続きまして、議案第16号 合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>丸山事務局次長</p> | <p>それでは、議案第16号につきましてご説明をいたします。資料の9ページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」ご説明をいたします。表の中をご覧ください。合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」の調整方針は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、健康増進計画・食育推進計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2、健康診査事業については、合併時に統合する。 3、がん検診事業については、合併時に統合する。ただし、がん検診推進事業については、合併時に再編する。 4、定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。 5、任意予防接種については、合併時に統合する。 |

| | |
|--|--|
| | <p>6、健康まつりについては、合併時に再編する。 としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに説明をいたしますので、次のページをお願いいたします。</p> <p>合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」、関係項目につきましては、1の健康増進計画・食育推進計画になります。</p> <p>表の中ほどの現況になります。目的となりますが、国の法律に基づく計画を一体的に策定し、地域住民の健康状態に応じた行動目標を定め、住民の健康増進を図るとしてしております。</p> <p>1番の基本理念につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>2番の基本目標につきましては、市・町ともに「健康寿命の延伸」としてしております。</p> <p>3番の計画期間としまして、市は平成28年度から平成37年度までの10年間としまして、中間評価及び最終年度評価を実施しております。町は平成27年度から平成34年度までの8年間としまして、評価は最終年度評価としております。</p> <p>次のページをお願いします。4番の策定体制では、市では、担当課で作成しました計画案を館林市健康づくり計画策定委員会で協議を行った後に、館林市健康づくり推進協議会において審議決定をしていますが、町では、板倉町健康づくり推進協議会のみで審議決定する体制となっております。各協議会等の委員数や任期につきましては、記載のとおりとなっております。</p> <p>前のページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容としまして、「健康増進計画・食育推進計画については、計画期間、計画策定にかかる諮問機関、計画の評価方法が異なるが、基本目標等が同じであるため、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」といたします。</p> <p>12ページをお願いいたします。合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」、関係項目につきましては、2の健康診査事業になります。</p> <p>表の中ほどの現況になります。初めに、目的となりますが、市・町とも</p> |
|--|--|

に、各種の健康診査を実施し、必要な方に保健指導や健康管理に関する知識の普及、医療機関への受診指導を行いまして、健康についての認識と健康づくりに関する意識の向上を図るとしております。

時間の関係もございますので、ここからは、実施時期を除きます異なる点につきましてご説明をさせていただきます。また、各健康診査の実施内容等に違いがありますが、「館林市の例により合併時に統合する。」とした調整内容の事業となっております。

1番の若年者健康診査になりますが、市と町で異なる点は、赤い字となっているところになりますけれども、(1)の対象者、(4)の健診項目、(6)の自己負担額となっております。

次のページをお願いいたします。2番の生活保護受給者健康診査につきましては、(5)の実施時期を除き、全て同様となっております。

次のページをお願いいたします。3番の歯周疾患検診では、市と町で異なる点は(1)の対象者、(6)の自己負担額となっております。

次のページ、4番の骨粗しょう症検診で、市と町で異なる点につきましては、(1)の対象者、(2)の実施方法、(3)の実施場所、(6)の自己負担額となっております。

ここまでの各種検診につきましては、実施内容や自己負担額など異なる点がありますが、「館林市の例により合併時に統合する。」とした事業となっております。

次のページをお願いいたします。5番の肝炎ウイルス検診で、市と町で異なる点につきましては、(1)の対象者、(2)の実施方法、(3)の実施場所、(6)の自己負担額となっております。

こちらの調整方針につきましては、表の右側になります。「肝炎ウイルス検診については、対象者、実施方法、実施場所、実施時期及び自己負担額が異なるため、館林市の例により合併時に統合する。ただし、対象者については、板倉町の例によるものとする。」といたしております。

次のページをお願いいたします。合併協定項目23—9「保健衛生事業について」、関係項目につきましては、3のがん検診事業になります。

表の中ほどの現況についてご説明をいたします。こちらの検診事業につ

きましても、実施時期を除く異なる点についてご説明をさせていただきます。また、市と町で実施内容や自己負担額などに違いがある。または、市のみ実施している事業となりますが「館林市の例により合併時に統合する。」とした調整内容の事業となっております。

初めに、1番の胃がん検診になります。市と町で異なる点は、(1)の対象者、(2)の実施方法、(3)の実施場所、次のページになります。(4)の検診項目、(6)の自己負担額となっております。

次のページになります。2番の胸部検診・肺がん検診で、市と町で異なる点につきましては、(6)の自己負担額のうち喀痰検査の負担額となっております。

次のページをお願いいたします。3番の大腸がん検診で、市と町で異なる点は(2)の実施方法、(3)の実施場所、(6)の自己負担額となっております。

次のページをお願いします。4番の子宮頸がん検診で、市と町で異なる点につきましては、(4)の検診項目、(6)の自己負担額となっております。

次のページをお願いいたします。5番の乳がん検診で、市と町で異なる点につきましては、(1)の対象者、(3)の実施場所、(4)の検診項目、(6)の自己負担額となっております。

次のページをお願いします。6番の前立腺がん検診で、市と町が異なる点につきましては、(2)の実施方法、(3)の実施場所、(6)の自己負担額となっております。

次のページをお願いいたします。7番の胃がんリスク検診につきましては市のみ実施している事業でありまして、40歳から70歳までの5歳刻みの方を対象として実施しております。(4)の検査項目として、問診と血液検査となります。自己負担額については500円となりますけれども、一部の世帯については無料としています。

ここまでの各種検診事業につきましては、実施内容や自己負担額など異なる点がありますが、館林市の例により合併時に統合する。」とした調整内容の事業になります。

次のページをお願いいたします。8番のがん検診推進事業になります。
(1)のがん検診受診勧奨事業については、市町とも同様でございます。
(2)の精密検査受診再勧奨事業は、市のみ実施している事業でありまして、各種がん検診の精密検査の未受診者に対しまして、再勧奨を行うものでございます。

表の右側、具体的な調整内容としまして、「がん検診推進事業については、事業内容が異なるため、国の事業実施要綱に基づき合併時に再編する。」といたします。

次のページをお願いいたします。合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」、関係項目は4の定期予防接種になります。

説明に入る前に、前回の会議でご説明した内容の一部修正がございますので、先にご説明させていただきたいと思っております。

初めに、1番の種類及び対象者になります。前回、予防接種の種類を(2)のヒブワクチンから(13)の高齢者用肺炎球菌と説明をさせていただいております。今回、(1)のB型肝炎が今年の10月から新たに定期予防接種となりましたので、追加記載をしております。したがって、定期予防接種につきましては13種類となります。

続きまして、28ページをお願いいたします。4番の委託料になります。表の中の区分の下にB型肝炎の単価を新たに追加をしております。あわせて全ての委託単価を平成29年度の委託単価に訂正をしております。具体的には、全ての委託単価が22円の増額となっております。訂正につきましては、以上でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、26ページに戻っていただきまして、表の中の現況についてご説明をさせていただきたいと思っております。

1番の種類及び対象者になります。こちらにつきましては、(1)のB型肝炎から次のページ、(13)の高齢者用肺炎球菌まで記載しておりますけれども、こちらの予防接種につきましては、法令で定められた種類及び対象者となっておりますので、市・町とも同様でございます。

次のページをお願いいたします。4番の委託料になりますけれども、委託単価につきましては、館林市邑楽郡医師会で統一されておりますので、

市・町とも同額となっております。

5番の自己負担額につきましても、市・町とも同額となっております。

26ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容として、「定期予防接種については、現行のとおり新市において継続する。ただし、指定医療機関が異なるため、合併時まで調整する。」といたします。

続きまして、29ページをお願いいたします。こちら合併協定項目23—9

「保健衛生事業について」、関係項目につきましては、5の任意予防接種になります。

表の中ほどの現況についてご説明をさせていただきます。時間の関係もごさいますので、市と町で異なる点を重点的にご説明をさせていただきます。

1番の風しん予防接種につきましては、市と町で異なる点につきましては、(2)の助成対象期間となっております。

表の右側の具体的な調整内容につきましては、「風しん予防接種については、助成対象期間が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。」としております。

次のページをお願いします。2番の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種になります。(2)の助成内容が異なる点となっております。

具体的な調整内容としましては表の右側になります。「高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種については、助成内容が異なるため、板倉町の例により合併時に統合する。」といたします。

3番のおたふくかぜワクチン予防接種になります。町のみ実施している予防接種でありまして、満1歳から義務教育就学前までの者で、おたふくかぜに罹患したことがなく、かつ予防接種を受けていない者を対象としまして、3,000円を助成しているものでございます。

表の右側、具体的な調整内容として、「おたふくかぜワクチン予防接種については、板倉町のみ実施しているため、板倉町の例により、合併時に統合する。」といたします。

次のページをお願いいたします。4番のロタウイルスワクチン予防接種

| | |
|------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>は、市のみ実施している予防接種でありまして、生後6週から24週、または32週までの乳児を対象としまして、ワクチン接種にかかる費用を助成しております。助成内容につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容としまして、「ロタウイルスワクチン予防接種については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたします。</p> <p>次のページをお願いします。合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」、関係項目につきましては、6の健康まつりに関することになります。</p> <p>表の中ほどの現況についてご説明いたします。初めに、目的となりますけれども、各種行事と同時に開催しまして、住民の健康意識を高めるとともに、健康づくりの普及啓発を図るとしてしております。市では、10月第2月曜日に開催されます市民の集いと同時に市役所周辺におきまして開催しております。町では、10月から11月にかけて各公民館で開催されるイベントに合わせて実施をしております。実施方法や事業内容など異なる部分もございますが、地域住民の健康増進のため市・町で実施している事業となります。</p> <p>表の右側、具体的な調整内容として、「健康まつりについては、事業規模や実施回数が異なるため、合併時までには事業内容や実施方法を調整し、再編する。」といたします。</p> <p>以上で合併協定項目23—9 「保健衛生事業について」の説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第16号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>荒井委員、お願いします。</p> |
|------------|--|

| | |
|------|--|
| 荒井委員 | <p>板倉町の荒井でございます。</p> <p>1点だけお聞きいたします。12ページなのですがすけれども、若年者の健康診査、これ前回の会議でもちょっと申し上げたのですが、自己負担額が館林市と板倉町は違います。館林市が自己負担額が500円、板倉町が無料であり、具体的な調整内容は、館林市の例により合併時に統合するということですから、500円徴収するということです。この若年者の健康診査なのですが、この目的で見ますとわかりますけれども、要するに若いうちからの生活習慣病、そういった発症予防が目的だと思っております。特に若年者の受診率がかなり低いと思っているのですが、館林市の場合はわかりませんが、板倉町の場合、その受診率は、私の記憶によりますと10%程度で推移しています。対象者は3,000人近くいますけれども、受診率が低いわけです。したがって、中長期的な視点から、健康診査をしておく必要があると思いますので、自己負担額については、館林市の例でなくて、板倉町の例にということで、無料でやったほうが、今後、その受診率を上げる一つの期待ができるのではないかという感じがします。したがって、この部分について、検討してほしいのですがすけれども。</p> <p>もう一つ、これとの絡みで、特定健診、40歳から74歳の先ほど国保の関係がありましたけれども、板倉町の例によるということで、それは自己負担額が無料です。やはり若い人の中長期的な生活習慣病等、その発症予防に関係して、認識を深めることが大切だと思いますので、この辺は再度検討していただきたいなと思っております。</p> |
| 議長 | <p>事務局、お答えできますか。</p> <p>館林市保健福祉部長。</p> |
| 中里部長 | <p>館林市の保健福祉部長の中里です。</p> <p>ただいまの件につきましては、今までこれを上程した基本的な考え方を申し上げまして、補足説明という形にさせていただきます。内容については、今後事務局のほうと判断したいと思いますが、まず7ページの国民健康保険の特定健診でございます。こちらにつきましては、保険者が行うも</p> |

| | |
|-------|---|
| | <p>のですが、一番基本となる重要な健診というふうに位置づけておりまして、館林市では、今までは40歳から69歳については500円徴収しておりましたが、こちらについては無料という形にさせていただきました。こちらについては、あくまでも一番基本となる健診というような位置づけからこのような形をとらせていただきました。</p> <p>続きまして、9ページ以降の健診項目ですが、こちらにつきましては、特定健診が基本であるのに対し、さらにいろいろなオプション的にやっていくような意味合いでの健診というふうに捉えております。ですから、こちらについては、500円というのを原則とさせていただきましたが、ただ収入のない方もいらっしゃいますので、非課税の方については無料という形にさせていただいております。</p> <p>この500円の根拠につきましては、自分の健康には自覚と責任を持っていただくということから、ある程度の所得のある方については500円を払っていただいて、その健康に対して責任を持っていただくという意味で500円の金額を設定しておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p> <p>今、荒井委員のほうからもお話をお伺いしたとおり、この件についてはもう一回検討していただきたいというご発言がございましたけれども、ほかの委員の皆さんはご意見いかがですか。</p> <p>小森谷委員。</p> <p>板倉町の小森谷でございます。同じような質問になるかと思うのですが、館林市と板倉町を比較した中で、500円が高いかどうかは別として、事務方でいろいろ相談をして、最終的にこういった着地点を見出してお答えを出しているのかなというふうに思います。</p> <p>そういった中で、当然健康診断、あるいはがん検診含めまして、板倉町の場合には、かなり思い入れのある事業となっております。正直申し上げまして、3年前でございますか、群馬県下で健康寿命が一番悪く、健康寿命が非常によくなかったということがありました。町長も在席しておりま</p> |
| 議 長 | |
| 小森谷委員 | |

すので、当時のことはご記憶があるかと思いますが、そういった中で無料にしてもいいものについては、積極的に無料化を図って健康診断を受けさせていただく。あるいはがん検診を積極的に受けさせていただくと、そういった中で早期発見、早期治療を促し、トータル的に見れば、最終的には保険のほうのお金が安くて済むであろうと、そういった長期構想に基づいていろいろ提案をさせていただいた経緯がございます。

その結論はともかくとして、これを見てもみますと、実施時期が異なるということと、自己負担が異なるということが調整点になっております。その実施時期は別として、自己負担云々等で、例えば板倉町の場合と館林市の場合で当然財政規模も違いますし、当然受診される住民の方の数も違うと思います。そういった面で、調整とは言いながら、ある面では、失礼な言い方なのですが、館林市の考え方に沿って、ほぼ有料に近くなってきている。こういった点ですと、板倉町民から見ると、ある意味ではサービスの低下につながる。せっかくここまでやってきたものをもとに戻すというふうな形になります。そういった点で、このほかにも健康増進、あるいは積極的に健診事業にも参加をするということで、総合的に医療費の抑制を図ろうと、そういう根底に基づいて健康診断、あるいはがん検診、こういったものの受診率を高めようということによってやっております。

この中で、自己負担という言葉が各所に出てきます。自己負担が本当に大変なのかどうか、その辺を、これはすぐはできないと思いますけれども、例えば無料化を図った場合には、これこれこういうわけではできないとかできるとか、やはりそこまで踏み込んでいただいてご説明をいただかないと、板倉町民にとってはなかなかご理解が得られない点であろうと、単に徴収料500円ですけれども、それが積極的に参加させるのかさせないのか、その辺まで議論を踏み込んだ中で、あとは側面の財政的な問題も含めて、どのぐらいの費用負担がかかってしまうのか、そういった点から合併時にはできない事業なのか、できる事業なのか、そこまでやっぱり丁寧にご説明をいただくことが必要なのかなと私は思います。

以上でございます。

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>河本委員</p> | <p>河本委員。</p> <p>館林市の河本でございます。</p> <p>500円をいただく、いただかないというのは議論の必要もあると思えますけれども、要は一番なのは、どのぐらい住民の方が500円で受診しているかと、館林市もそうですが、板倉町もですけれども、どのぐらいの人たちがそれらの事業を利用しているかというその統計というのは出ているのでしょうか。</p> <p>いわゆる我々の企業におきましても、健康診断を社員が受診するようになってはいますが、二次検診となると、がくと受診する方が減ってしまうのです。できるだけ二次検診が必要になった人は受けなさいと言っているけれども、なかなか受ける率というのは非常に少なくなってきておまして、それでは本来の目的が達せられないわけですから、500円いただいてもそれを受ける方が多いのか、ゼロにしたから多いのか、そこら辺のところはもしおわかりになれば、数字をちょっと教えていただければと思います。</p> |
| <p>議 長</p> <p>中里部長</p> | <p>事務局のほうで、あるいは執行部のほうで、今、小森谷委員からも、実際に新市で合併した場合の、もし全体を無料にした場合、実際に費用はどのくらいかかるのかということも丁寧に説明していただきたいというお話もございましたし、河本委員のほうからも無料にして、板倉町の事例の場合、受診率はどのぐらいなのか、館林市の500円をいただいた場合の受診率がどのくらいなのか、そういうことも数値として公にお話しいただきたいという話だったと思いますけれども、今の時点でそのことを答えることができますか。</p> <p>はい、お願いいたします。</p> <p>館林市の保健福祉部長ですが、まず金額について申し上げます。</p> <p>12ページから31ページまで、こちらのほうに健康診査事業、がん検診事業、予防接種事業が掲載しております。こちらの合算で申し上げますので、</p> |

よろしくお願いします。

なお、この数字につきましては、概算の費用ですので、そのように解釈してください。

まず、こちらの健診事業全て館林市の基準に合わせてやった場合、どれぐらいの金額が増減するかという形を申し上げますと、館林市に合わせますと、新市では150万円の減額となります。マイナスになります。

それでは、板倉町の基準に合わせて館林市が全て行った場合には、幾らの増額になるかといいますと、690万円の増額です。そして、館林市と板倉町のいいところ取り、両者のいいところだけを持ってきてしまった場合は幾らになるかといいますと、1,490万円の増額です。そして、今回提案させていただいている議案、こちらについては、場合によっては館林市の部分、場合によっては板倉町の部分というところも多少ありますので、少し動きがありますが、今回の議案はマイナス90万円、今よりも90万円安くなるという形になっております。

なお、この議案の前の特定健診、この特定健診について申し上げますと、こちらのほうは、板倉町に合わせるという形になっておりますので、こちらは150万円の増額になります。そうしますと、先ほどの議案と今回の議案を合わせますと、トータルで60万円の増額という形になっております。一見すると、館林市に合わせる部分が多いので、減額になるのではないかというふうに思われるかもしれませんが、例えば14ページの歯周病疾患、こちらについては、板倉町が40歳からの対象者であるのに対して、館林市は30歳以上の対象者という形で対象者がふえます。同じように15ページの骨粗しょう症、こちらも35歳以上が板倉であるのに対して、館林市は20歳以上という形になります。

また、24ページ、胃がんリスク検診ですが、こちらについては板倉町は行っておりませんが、館林市は行っている事業ということで、こちらについてもふえていく形になります。

また、予防接種関係ですが、31ページのおたふくかぜのワクチンについては、館林市に合わせるのではなく板倉町に合わせるという形になっております。

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長</p> <p>落合課長</p> | <p>次のページの31ページ、ロタウイルスワクチンは館林市のみで行っている事業ですが、こちらについては館林市に合わせるということで板倉町の方も利用できるという形になります。</p> <p>そういう関係で本議案については90万円の減額となるものの、逆に先ほどの特定健診のほうで150万円ふえるということで、差し引き60万円の増額という形になります。</p> <p>続きまして、検診の受診率の関係ですが、確かに受診率はさほど高くありませんが、この数字が板倉町と館林市の比較というのが、館林市のほうは先ほどから言っていますように500円を基本的にはいただいている。それで、板倉町についてはそこが無料である。それによってどれぐらいの効果があるのかどうか、これについてははっきりしたところはまだよくわからないのですけれども、館林市についての受診率というだけであれば、ここで情報を発表することはできます。</p> <p>例えば幾つか申し上げますと、生活習慣予防の関係の、これは検診の中の生活習慣病予防検診診査、こちらについては館林市の受診率は4.7%、それと肺がん検診、こちらについては受診率が23.2%、それと胃がん検診、こちらについては10.7%、大腸がん検診16.4%、子宮頸がん検診21.6%というデータはあるのですが、こちらのほうを無料にすることによって上がる可能性は高いわけですが、どれぐらい上がるかというのは、今の現在ではちょっと申し上げることはできません。</p> <p>以上です。</p> <p>板倉町さんのほうで何か、今の関係でお答えすることはできますか。</p> <p>それでは、板倉町健康介護課長から申し上げますが、よろしく願いいたします。</p> <p>板倉町の国民健康保険の方の特定健康診査、40歳から74歳までの、現在無料で受診いただいている受診率、これは集団健診ということで健康づくり財団に委託している事業でございますが、昨年の受診率が43.2%となっております。</p> |
|------------------------|--|

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>あと胃がん検診でございますが、胃がん検診につきましては12.2%でございました。</p> <p>(「書類を整理して出してもらおうというのはだめなんですか」の声)</p> <p>栗原町長がおっしゃるように、文字で出していただかないとわからないという部分がおありだというふうに思うのです。</p> <p>あと、もう一つの荒井委員がおっしゃったのは、特に若年者健康診査について、こだわりを板倉町としては持っているということだったと思うのです。その点がちょっとお答えの中に余りなかったような気がいたしますので。</p> <p>青木委員、何かありますか。</p> |
| <p>青木委員</p> | <p>板倉町の青木ですけれども、先ほど事務局からの説明によりますと、館林市に合わせると150万円の減額、板倉町に合わせると690万円の増額になると、それと両市町のいいところをとると1,490万円の増額になるとかということなのですけれども、それでは本日この議案に上げられているこの15号議案の調整は、何を基準にやられたのですか。財政的な面からこういう案が出されたのか、それとも何となく、今までこういうふうやってきたから、それに倣ってやってきたのかということなのですか。</p> <p>そもそも、この自治体の合併となると、合併についてのその認識度というのは人それぞれ別だと思っておりますけれども、程度の差はあっても、誰でも合併するということは、行政経費が削減されるのではないかと、金額は別にして、誰でもこれは思っていると思うのです。そうしますと、この合併によって削減、あるいはカットされる行政経費というのはどれぐらいあるのかとかというそういう全体像が見えないと、この合併の協議項目というの議論ができないと思うのです。それをまず全体像を、あるいは5年後、10年後のシミュレーションをつくったものを、財政収支を出していただいて、それを踏まえてこの個々の項目を検討していかないと判断できないと思うのですけれども、そういう今後合併した場合の1年度、2年度、3年度、5年度と各年度ぐらいの財政のその収支のシミュレーションを出</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>すということではできないのでしょうか。出していただけないのでしょうか。</p> |
| <p>林事務局次長</p> | <p>では、事務局の林次長のほうからお答えください。</p> <p>新市基本計画の素案において、新市の財政の将来を推計することになりますが、現時点では両市町における事務事業や住民サービスの相違点をどう調整するのかの多くが決定しておりませんので、合併後にどれだけ行財政改革による節減経費を生み出せるのか、具体的な金額を申し上げるのは、現時点では困難な状況であると思います。</p> <p>ただし、大きな傾向について申し上げますと、合併時からその後の5年間は、交付税が減額されませんので、合併によって生じた削減経費を事務事業に当然のことながら配分することも可能かと思われませんが、合併後、6年目から交付税の段階的な減額が始まり、その5年後、結果的に合併してから11年後には、これは現時点では不確定な要素も含んでおりますので、あくまでも参考数字でご理解いただきたいと思いますが、約4.8億円の交付税が減額になると想定されます。したがって、合併後の将来、単年度で見ますと、約4.8億円の行政改革が行われて、合併前と同じ状態になるという考えでございます。合併には、持続可能なまちづくりを進めることも重要でございます。合併時のみの状況で判断されることなく、将来を見据えた判断も必要であると認識をしておりますので、よろしくお願いたします。</p> |
| <p>議 長</p> <p>青木委員</p> | <p>青木委員。</p> <p>余りそういう細かいことは必要ないので、大体、住民は誰でも合併による効果という、行政コストが削減されるだろうと思っているわけです。素人が考えても一方の特別職の人は不要になるわけですけど、言葉は悪いですけども、その人の人件費だけでも単純に下がる。議会の議員も減る。あるいは1年、2年、3年、5年とたっていけば、職員の方も公務員です</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>から、身分は保障されているといっても、自然と退職者が出てくるでしょうから、それに見合う採用計画等を控えれば、当然この人員の削減ということもできると思うのです。</p> <p>ここに資料があるのですけれども、例えば太田市、合併して10年後に385名ほど減っていると。だから、素人でもわかるのだから、そういう財政シミュレーションというのは、大ざっぱなものを出せるのではないですかということです。</p> <p>(「質問の趣旨が違うだろう」の声)</p> |
| 議 長 | <p>議案の中でのご質問に集中いただければと思うのです。</p> |
| 青木委員 | <p>いいですか。その根拠がないと、この今の16号議案の内容も検討するのも難しいかなと思うので、私は一つの提案として、この16号議案については、きょうは議決をしないで、次回に議決は見送るといような形にさせていただきたいということが私の希望なのですけれども、そういうことなのです。</p> |
| 議 長 | <p>青木委員のほうから、もう一回検討していただいて、採決を次回に見送るべきではないかというご意見も今頂戴いたしました。皆さん、どうでしょうか。</p> <p>向井委員。</p> |
| 向井委員 | <p>話があちこちに行っているのですけれども、まずは市のほうが説明されたこの若年の健診に関しては、荒井委員のほうはここ1点のみを言っているんですけど、当局の中里部長のほうは全体像から見たことを考えているのだという説明だったと思います。</p> <p>ただ、町民の方にとると全体像を見るというよりも、私が今幾ら払うのだというのが気になるのだからということだったと思うので、河本委員もおっしゃっていましたが、私としては、いつぐらいから始めたのか、それからそれぞれの市と町におけるこの対象者の現時点での人口、それと</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議長</p> | <p>受診した人、そして割り出したところの受診率等も出していただいて考えるべきではないかなというふうにも思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>もともと荒井委員はそのことを指摘されていたのだと思うのです。そのことが原点にありますので、この19歳から39歳、板倉においては20歳から39歳の、確かに若年者健康診査というのは、将来にわたってやはり健康寿命を維持していく上において、早い段階から手を打っていくというのは、非常に板倉町さんが真剣に考えてこのことに取り組んできたことであると思うのです。ですから、もう一度皆さんが検討して、幹事会のほうでもう一回検討してみるということで、次回の採決に送るということによろしいでしょうか。</p> <p>栗原副会長。</p> |
| <p>栗原副会長</p> | <p>副会長という立場より、板倉町の責任者として、あるいは報告を途中、途中受けながら、今のやりとりの矛盾とか、いわゆる仕組みの矛盾とか、個人的には考えながら来たのですが、実は一昨日、我が町の合併に関する担当職員を呼びまして、こういうことを言ったのですけれども、極論ですけれども、課長たちに、「合併をぶっ壊すためにあなた方は議論しているの」と、理論的には正しくても、今まで無料だったものが有料になれば、我々が幾ら合併を推進しても、住民の感情は悪くなるから、住民から自然に反対運動が大きくなると。話し合いの出発において、合併時に気をつける4大原則というのが、この間の県の課長からも出ました。矛盾することなのですけれども、サービスは高いほうに、負担は低いほうに合わせなければ合意はできないということなのですけれども、それは課長も言っているし、4大原則も含めて、何が起こるかという、要するにその分だけ財政規模が膨らむということです。サービスは高いほうに合わせ、負担は低い方に合わせるというような、先ほど言っていたいいところ取りというやつです。いいところ取りをせず、片方の主張が強すぎれば、我々が合併を推進しても、話が進まない。住民の立場に立って物を考えて交渉しているのか、いわゆ</p> |

るすり合わせをしているのかということを実は私自身も、町長室へ呼んで、副町長以下、課長も含めて議論を始めたところでありました。荒井議員の議論は私は余り知りませんでした、いずれにしてもその中に含まれてございます。

きょうの12ページから31ページにつきましては、着地点は、合併というのは館林市に合わせて150万円の支出を減らすことですか。板倉町に合わせて690万円ふえることですか。財政だけではないはず。まず、合併をするためには、その後に財政のすり合わせは幾らでもできるはずでありまして、例えばこの問題をいいところ取りしたとしても1,500万円、私一人が立候補もしませんし、1人消えるのですから、私の給料だけでこの数々のページにわたるものはいいいところ取りもできるのです。極論を言えばです。そういう考え方も入れていかないと、事務方が幾らすり合わせをして、論理的には、館林市が板倉町へこれだけ譲った。板倉町が館林市に譲って整合性がとれているからといっても、判断をするのは最終的には町民なのですし、例えば館林市が板倉町の無料化に大きく譲ったというところは、館林市の住民は、今の時点での館林市の負担は、今の時点というより新市の負担はふえるのですけれども、館林市の1,500円、1,000円払った人は、その対価が無料という形で入ってくるのですし、ですから余りみみっちいその50万、100万、さっき言ったように、こういう数字が出てくるものを高いものに合わされると、合併の論議なんかしないほうがいいと。

なおかつ、例えば町長一人がという話もしましたが、5割カットは、ざっと考えたって、首長が2人が1人になり、副市長、副町長も1人になるから、果ては議員も、そういったその先にまだ職員が、5年後は余り減らないだろうけれども、10年後にはシミュレーションとしても、いわゆる近隣の同規模の市町村で合併して10年たてば、おおむね1割5分とか2割とか減っている。もちろんそこまでちゃんと調べさせていますけれども、そういったカットすることだけを考えて、ふえてくるものもあるのですから、我々はサービスを上げるためにもやっているわけですから、はっきり言って、これだけの中で、館林市がもう少しサービスがいっぱいあり、館林市に本当の意味で倣うことがすばらしいなと思っていたのですけれど

も、どのぐらいだったらという個々の財政の考え方の違いであります。どうしてもうちのほうの職員が遠慮しているのか、理論的に賛同したのかわからないけれども、私自身の考え方ともちよっとずれが出てきていますので、そのことも含めて、きょうは調整をするというふうなことも含めて、先ほどの青木委員の話もそういうふうに分かれました。

お金の入りと出とをやっぴり一緒に出してもらって、それを踏まえて、ここまでなら入りと出が同じでもサービスは上がるからいいとか、これ以上上がったら危険だから、やっぱり無料のものを有料にする。有料のものを無料にするのは喜ぶ人がいるのです。無料のものを有料にするということは、物すごい反発するパワーが出てくるのです。そういう意味で、合併の担当をする板倉町の代表として、しっかりとすり合わせをしているのかというような話もさせていただきました。

きょうは、この意見もこの場で言うのが適切かどうか分かりませんが、そういう意味では、逆に言えば、先ほど編入も新設というようなお話も出ましたが、一部の館林市の市民の中で、板倉町は貧乏だからとか、あるいは板倉町から申し込んできたから、その前は館林市の安楽岡市長から申し込まれているのですよ、本当のことを言えば、組めるところはあなたのところしかないから、1市1町でも考えてくれないかと、いなくなった人ですけれども、だからそんなレベルの論議をしているのでは、甚だ恥ずかしいという感じを私は持っております。

そういう意味で、私の立場とすると、こういったものを真剣に検討するに値する、先ほど言った資料、今現在の推計に基づいて、これは実績に基づいてですけれども、これだけの合併するのに150万、この項目全体でふえるの減るのなんていうのは問題ではないでしょう。では、浮く分が何億あるのですか。それをどこへ充てるのですかという論議も含め、このくらいのところは直接住民サービスに行くのだから、低いほうに合わせても高いほうにしても、いいところ取りでもいいではないかというような、それを乗り越えなければならない。いいところ取りをやって失敗したかどうかというのは、先ほど言っていたけれども、財政規模が膨らむのですから、浮く部分もあるのですから、いわゆる事務的な問題から特別職の問題ま

で、それらに照らし合わせて、人のいわゆる療養、あるいは命、そういったものにかかわるので、サービスが低いほうに合わせるということよりも、高いほうに合わせていただいて、それも最大でいいところ取りして1,500万円でしょう。これでは学校給食の話なんかどうするの、はっきり言って。片方はできない、できない、できないとって、板倉町に対し館林市に合わせてくれと言われてもできないし、だからもっともっと大きな問題はどこで合意をしていくか、それはやはりお金の入りのシミュレーションもしてもらわなければだめだということも含め、実はきのうそういう話を私のほうから、この次からはもう少し真剣に話し合えというようなことも含めて、副町長以下に指示を出してございました。議会とはこういう問題は話し合っておりませんが、偶然質問があり、いずれも板倉町の人が無料できたのが、これからわずか500円、たかが500円でも、効果がいかなものかとか、そんなものはわからないけれども、合併するのに10ページも板倉町が無料だったものが、これは70歳以上になるけれども、その人が対象者が何人、もちろんうちの町も調べてあります。それを板倉町の問題だからといっても、それはやっぱり合併をするという方向に対して、この程度のものを議論していて、合併ができるのだろうか、合併ができないと思います。我々は合併をするために、要はお金で言えば1,500万円、どこからか浮かせればいいのでしょう。そうではないですか。私がやめるのだからとか、そういう論理も考えていただかないと、事務的なすり合わせだけではだめだというふうに私は考えます。ということも含め、ぜひ板倉町から3名の意見等も出ましたので、この場で議論に値するそういった資料も提出していただいて、我々は議決をずっと引き延ばすつもりもありませんが、この合併協議会がわけがわからなくて、ページをあちこちめくっているだけで終わってしまったなんていうのでは恥ずかしい話ですから、そういう意味で、皆さんはそういうことはないでしょうけれども、しっかりと勉強しながら、慌てず急がず、それでも一定の期間の中に仕上げたい。

これから館林市は、8月の末に団体から意向調査もするそうですが、うちの町でも意向調査をするかどうか検討開始しますが、その団体が合併に反対だと言ったらどうするのですかとか、いろんな疑問も我々は持って

| | |
|-------------|--|
| | <p>いるのです。それを請け負って皆さんが出てきているのだろうというふうな考え方もありますし、非常に合併というのは、お互い板倉町も館林市も邑楽郡においては初めての出来事ですので、試行錯誤しながらも、やっぱり納得のいく形で進めていきたい。きょうはたまたまうちのほうから3名の委員の中でそういった意見が出ましたので、ぜひこの次までにこの協議を引き延ばしていただきたい。なおかつ、十分値する資料、どういう資料が委員さんとして理解するために欲しいのか、それに対して提供できる努力をするべきであるというふうに思っています。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>副会長からも意見が出ましたが。 野村委員。</p> |
| <p>野村委員</p> | <p>館林市議会の野村でございますけれども、今、この合併の基本的な話も出たのかと思うのですけれども、私はここの地域が将来にわたって持続可能な地域を知恵を絞ってつくっていくというのが一番の基本姿勢かなと思っています。持続可能な都市を将来にわたって築いていく。そうしますと、100万が50万だ1,000万だというそういう議論ではなくて、どういうものが持続可能な都市になっていくのか、そういうところにあるかと思えます。</p> <p>そうしますと、やはりプラスの面、マイナス面、メリット、デメリットというのは、これは合併の中にはあると思うのです。だから、ミクロでマイナスだけれども、マクロではプラスになっていくのだと、いろんなものがあると思います。メリット、デメリットというのが。そういうことを踏まえて判断をしていく必要があるのかなと思います。</p> <p>それで、今、この協議会の委員からのいろんな意見があったのですけれども、この議案第16号を提案した協議会の事務局からも、この無料だ、有料だと、事務方の意見もここでもう一度聞いてみたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>向井委員。</p> |

| | |
|-------|--|
| 向井委員 | <p>事務局側からの意見としては、7ページのほうは基本的なものだけれども、こっちはオプション的なものだからとおっしゃっていた。おたふくかぜのことだからウイルスは館林市はやっていないと、その全体像の中で500円は負担してもらいたいというような考え方だと私は認識したのだけれども、そういうことであれば、今、館林市がやっていて板倉町がやっていなくて、これだけメリットがあるのですよと、この部分は板倉町は負担してもらおうから、デメリットになりますけれども、これだけメリットがある。年齢が広がるとか、やっていない予防接種をやるとか、それだけふえているのですと、だから500円は頼みますよみたいな、板倉町にとってこっちはふえているけれども、こっちは減っているみたいな、そういう比較するようなものを出してあげて説得されたほうがいいと、それが今言われた全体像をというようなことにも通じると思うのですけれども、そういう資料をつくられたらいかがですか。</p> |
| 議 長 | <p>取りまとめをそろそろさせていただきたいと思いますが、井野口委員、発言されますか。</p> <p>では、井野口委員。</p> |
| 井野口委員 | <p>館林市の井野口でございます。</p> <p>いろいろ議論がなされたわけなのですけれども、一つのご提案といたしまして、きょうのところはこの議案第16号ですか、これは採決は不可能だということで、副会長のお話のとおり、後日資料をいただきまして、それでもう一度精査をすると、その中で事務方の皆さんも先ほど向井委員、野村委員のお話のとおり、いろんなご説明をするという段取りをつけていただきたいと思いますので、きょうはこのまま継続審議とするということをご提案申し上げたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 議 長 | <p>取りまとめをさせていただきたいと存じます。</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>今、井野口委員からも継続審査ということで、審査を継続して次回に先送りするというご提案がありました。まず、案として継続にさせていただきたいと存じます。</p> <p>このことにつきましては、やはり住民サービス、これは板倉町、館林市それぞれの住民サービスにまさに直結する内容であります。時間をかけて真剣にこれ議論する局面だと思えます。</p> <p>そして、考える点においては、事務局的には財政的なことも考えていらっしゃると思えますけれども、一方でやはり当初荒井委員が指摘されたとおり、健康寿命というものは若いうちから取り組んでいくことが大事だということで、政策的な観点も当然あることだと思えます。先ほど副会長さんおっしゃったように、この法定協議会の委員のメンバーがより判断できるように、判断材料としてのこの資料を提供して、再度いただければと思います。</p> <p>先ほどの、例えば当初の原点である若年者健康診査、この自己負担率500円を無料にした場合は、新市としてどのくらいの負担増になるのかということがまだお答えいただいておりますので、ここを原点にして、もう少し資料をいただきたいと存じます。</p> <p>そして、幹事会でいろいろとさらに検討していただいて、1案、2案、複数案を提示して、あるいは3案、複数案を提示していただくこともよろしいのではないかと思います。それで、最終的にこの場でさらに審議した上で、採決をさせていただこうと思えますけれども、そのような取りまとめで先送りするということがいかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>よろしいですか。</p> |
| | <p>(「はい」の声)</p> |
| 議 長 | <p>では、このことについてはそのようにさせていただきたいと存じます。</p> |
| | <p>続きまして、協議事項に……</p> <p>(「今のに」の声)</p> |

| | |
|-------|--|
| 議 長 | では、どうぞ。 |
| 向井委員 | 私は事務方ではないのですが、ちょっと心配しまして、1案、2案、3案というのは、若年層、このことにだけの案をとということですか。それとも健診項目全部に1、2、3案出せという意味でしょうか。 |
| 議 長 | 基本的には、若年のことかと思っておるのですけれども。 |
| 栗原副会長 | <p>率直に言うと、全体の板倉町の無料部分について、それが補えるような財政シミュレーションも、収入のシミュレーションもあるはずですから、新しい市が潰れてしまうほどの財政的危機にならないと我々は見ているのですけれども、こういったものがずっと全ての分野に続いていくわけではない。特にこれは医療保険、健康という一番これから高齢者もふえていく流れの中で、わずか500円、それが効果があるかどうかというのも含めてもちろんわからない部分もあるわけですが、理論的に正しくても、一番の問題は合併の問題ですから、合併をできる方向に導くのが我々の役目ですから、もちろん財政も大事ですよ。理論的に正しくても、悪いけれども、片方のほうは反対運動が強くなってしまって、今まで無料だったものが、今勘定すると、私もチェックしてあるのですけれども、七、八カ所あるのです。恐らく1ページにつき20万ぐらいだろうななんて、新しい市になるあれが30万ぐらい、大体計算がつくのです。</p> <p>(「だから、若年層だけでいいですね、1、2、3案というのは」の声)</p> |
| 栗原副会長 | <p>いや、我々は、青木委員が言っていることは、全部のものに対して、要するに総体的な出と入りのシミュレーションなのですよ、財政の。</p> <p>(「それは、また別のところでやらないと」の声)</p> |
| 栗原副会長 | だけれども、それがなければ会議できないと言っている。 |

| | |
|-------|---|
| 向井委員 | <p>あっち行ったりこっち行ったり、広がったり狭まったり、大変なことになってしまいますよ。だから、とりあえず1、2、3案と議長おっしゃったのですけれども、それを全部出すというのは大変だろうから、とりあえず荒井委員、若年者健康診断だけでいいでしょう。</p> <p>(「私はいいです」の声)</p> |
| 栗原副会長 | <p>荒井委員はよくても、私そのものが承知をできないのだけれども。</p> |
| 議 長 | <p>そうしましたら、まず議案……</p> |
| 栗原副会長 | <p>こんなことはこの場で議論しなくても、板倉町はこれは乗れないと言えば、それで終わってしまうのですよ。だから、ちゃんと事務方同士でじっくり話し合えと、この問題についてということなので、だからあとは事務方同士に指示を出しますから、どういう形で、100年後健全にやるために今犠牲になるのか、板倉町だってゼロだった人からお金を500円、たかが500円だけれども、徴収するということは大変なことなのです。館林市は今まで1,000円出していたのを……</p> |
| 向井委員 | <p>それはわかっているから、だからその判断となる資料の人口だとか受診者率だとか、そのほかに今までどういう経緯でこれを500円にしたのかという理由を、全体像を含めて言っているのだろうから、そういう資料を出して私たちが判断材料をいただくというふうにやってほしいのではないですか。</p> |
| 栗原副会長 | <p>でも、私も審議委員の一人だから。</p> |
| 議 長 | <p>もう一回取りまとめさせていただきます。判断材料につきましては、当然この500円の若年者健康診査はまずは基本です。ベースですけれども、この議案全体資料としての判断材料は提出していただければと存じます。</p> <p>そして、1案、2案、3案と私申し上げましたけれども、当然この若年</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>議長</p> | <p>者健康診査をポイントとしながらも、これ全体が議案でありますから、そこにおいての幹事会で調整していただいて、1案、2案、3案、場合によれば4案があってもよろしいかと思うのですけれども、そんな形で次回までに幹事会でもんでいただいて、提出していただく。そんなことでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>河本委員。</p> |
| <p>河本委員</p> | <p>先ほど私がお話ししましたように、合併するためには将来の板倉、館林像というのをきちっとしなくてはいけないと思うのです。それは、そのベースには対等、平等の精神がなくてはならないということでございますので、ですから全部の項目をするのではなくて、やはりこれは住民の安心安全のための施策だと思えば、そういうことをめり張りをつけて、人を減らすとか、その他そういうことと別に、住民の人たちのいわゆる将来の安心安全、少子高齢化がどんどん進んでいるわけですから、子供のこととかお年寄りの方とか、成人の方たちが健康でいられるようにもう少し丁寧に議論をしていただいて、それで進めていただく。町長が言ったように、変な話ですけども、2,000万とか1,000万の予算ですから、そこら辺のところをどっちに……</p> |
| <p>栗原副会長</p> | <p>だから、出ていくことだけを考えずに、合併で効果が出る部分もあるわけですから、それがやっぱり抜きで、出ていくと金だけを計算されるのでは、サービスは低下になってしまうのですよ。</p> <p>(「話が途中で切れてしまうよ」の声)</p> |
| <p>河本委員</p> | <p>そうです。ですから、そこら辺をよく、住民の安心安全のためのことをぜひ重点的に、そういうことは丁寧に説明していただけると、非常に幸いです。</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>以上です。</p> <p>財政だけではなくて、政策的な観点からも重要なことだと思いますので、しっかりとまた法定協議会の場においても、次回、しっかりと資料等提案していた案に基づきまして、審議していきたいと思います。</p> <p>以上で次に移りたいと思います。</p> <p>続きまして、協議事項に移ります。</p> <p>協議第16号 合併協定項目23—12 「児童福祉事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| <p>丸山事務局次長</p> | <p>それでは、協議第16号につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては33ページになります。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—12 「児童福祉事業について」の調整方針につきましては、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、子ども・子育て支援事業計画については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。 2、家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に再編する。 3、ファミリー・サポート・センター事業については、合併時に統合する。 4、地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。 5、放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。ただし、保育料軽減補助については、合併時に統合する。 6、児童館運営については、合併時に再編する。 <p>としております。</p> <p>それでは、関係項目ごとに詳細をご説明を申し上げますので、次のページをごらんください。</p> <p>合併協定項目23—12、関係項目は1の子ども・子育て支援事業計画にな</p> |

ります。

こちらの計画につきましては、市・町ともに、国の法律に基づきまして5年を1期とする計画を定めているものでございます。

計画の期間につきましては、市・町とも同様でございまして、5年間としております。策定体制、委員定数、策定内容等についても同様となっております。

したがいまして、表の右側、具体的な調整内容としましては、「子ども・子育て支援事業計画については、合併時は市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定する。」といたしました。

次のページをお願いいたします。関係項目につきましては、2の家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談になります。

表の中ほどの現況についてご説明をいたします。1番の家庭児童相談室につきましては、児童の発達、療育などの家庭児童福祉に関する相談に応じまして、家庭児童相談員2名におきまして、各種相談業務を行っております。関係機関との連携の中で実施をしております。町は、相談室を設置していませんので、東部児童相談所と連携をしております。

次のページになります。2番の婦人相談になります。こちらは、配偶者や交際相手からの暴力、離婚問題などについての日常生活の悩みや相談等に応じるものでございまして、嘱託の婦人相談員1名によりまして、各種相談に応じております。こちらは、町には設置していませんので、町は女性相談所や群馬県の女性相談センターと連携をしております。

次のページをお願いいたします。3番の母子・父子自立支援相談になります。こちらは、母子家庭、父子家庭などの自立を支援しまして、生活の安定と向上を図る事業となります。事業の概要としましては、嘱託職員の母子・父子自立支援員1名によりまして、各種の相談に応じております。町は設置をしていませんので、館林保健福祉事務所と連携をしております。

35ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容としましては、「家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編する。」としております。

38ページをお願いいたします。関係項目は、3のファミリー・サポート・センター事業になります。ここで1点訂正がございますので、先にご説明をさせていただきます。

表の中ほどになります。1番の実施体制の3行目のところに、午前8時30分から午後4時と記載してありますが、正しくは午前8時30分から午後5時までとなりますので、訂正をお願いいたします。訂正につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。ファミリー・サポート・センターにつきましては、市のみ実施している事業でございます。目的としては、仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるための環境づくりを推進し、児童福祉の向上を図る事業となっております。

事業の概要としましては、館林市社会福祉協議会へ委託しまして、アドバイザー2人によりまして、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行える人（まかせて会員）の相互の援助を仲介しまして、児童の預かりや送迎などの各種の支援活動を行っております。

次のページに利用料金等を記載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

表の右側、具体的な調整内容につきましては、「ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」といたします。

40ページをお願いいたします。関係項目につきましては、4の地域子育て支援拠点事業になります。

表の中ほどの現況でございますが、目的としまして、子育て家庭等に対しまして、育児不安等についての相談指導、子育てサークル活動などへの支援を行いまして、地域全体で子育て支援の基盤を形成し、育児支援を図る事業となっております。

1番の事業内容につきましては、子育てに関する支援業務でありまして、市町ともに同様であります。

2番の実施施設としまして、市では、（1）の長良保育園地域子育て支援センターから42ページ（5）の社会福祉協議会地域子育て支援センター

までの5カ所を設置しております。町では、そらいろ保育園地域子育て支援センターの1カ所となっております。開館日、開館時間等につきましては、各支援センターごとに定めて運営をしております。

表の右側の具体的な調整内容ですが、「地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続する。」といたします。

43ページをお願いいたします。関係項目につきましては、5の放課後児童健全育成事業になります。

表の中ほどの現況でございますけれども、放課後、保護者が労働等によりまして、昼間家庭にいない児童に対しまして、授業の終了後に健全な遊びの場や生活の場を与える事業となっております。対象としましては、小学校1年生から6年生を対象としまして、市で16カ所、町で5カ所開設しまして、各児童クラブに委託をし実施をしております。

次のページになります。(4)の保育時間、(5)の保育料等につきましては、各児童クラブごとに定めて運営をしております。利用手続につきましても、各児童クラブとなっております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側の具体的な調整内容としては、「放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続する。」としております。

45ページをお願いいたします。2番の保育料軽減補助になります。こちらは、市のみ実施している事業でございます。子育て支援の一環としまして、保育料の一部を補助する事業でございます。対象者としてしましては、市町村民税が非課税の世帯または均等割額のみ課税世帯としまして、月額3,000円を上限として補助しているものでございます。

表の右側、具体的な調整内容としましては、「保育料軽減補助については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。

次のページをお願いいたします。関係項目は、6の児童館運営になります。

表の中ほどの現況でございますけれども、児童に健全な遊びの場を与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするために市町で児童館を設置

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>してございまして、設置数として、市は3カ所、町が1カ所を設置しております。しかし、開館日、開館時間、休館日が市と町で異なっているところになっております。運営体制につきましては、職員を配置しまして、直営により両市町ともに運営をしております。</p> <p>表の右側の具体的な調整内容につきましては、「児童館運営については、開館日、開館時間及び休館日が異なるため、合併時に再編する。」といたします。</p> <p>以上で合併協定項目23—12 「児童福祉事業について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第16号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>なしという声がありましたけれども、よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> |
| 議 長 | <p>本議案につきましては、次回の審議に当たっての事前説明となりますので、採決ではなく、確認をさせていただきます。</p> <p>協議第16号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。</p> <p>児童福祉事業につきましては、よろしく願いをいたします。</p> <p>続きまして、協議第17号 合併協定項目23—13 「保育事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|---------|--|
| 丸山事務局次長 | <p>それでは、協議第17号につきましてご説明をいたします。資料につきましては、49ページをお願いいたします。</p> <p>表の中ほどをごらんください。合併協定項目23—13 「保育事業について」の調整方針は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。 2、子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。 3、支給認定については、合併時に再編する。 4、利用者負担額（保育料）については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 保育料については、合併時に再編する。 (2) 軽減制度については、合併時に統合する。 <p>としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。関係項目につきましては、1の公立保育園になります。</p> <p>表の中ほどの現況でございます。1番の公立保育園につきましては、表に記載のとおり、市では、南保育園から松波保育園までの9園、町では、板倉保育園と北保育園の2園を設置しておりまして、各園の定員及び給食の形態につきましては記載のとおりとなっております。</p> <p>2番の開園日につきましては、月曜日から土曜日までとなりまして、市・町ともに同様でございますが、3番の開園時間につきましては、市が月曜日から土曜日まで各園の開園時間が同じであるのに対しまして、町では土曜日、開園時間を午後零時30分までとしております。</p> <p>次のページになりますけれども、職員の配置基準等につきましては、国の基準どおりでございますので、同様でございます。</p> <p>前のページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容としては、「公立保育園については、現行のとおり新市において継続する。ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとする。」といたします。</p> <p>52ページをお願いいたします。関係項目につきましては、2の子どもの</p> |
|---------|--|

ための教育・保育給付になります。

表の中ほどの現況でございます。目的としましては、小学校就学前の児童が幼稚園や認定子ども園などを利用した場合に、その教育・保育に要する費用を保護者にかわりまして、直接、利用施設に給付、または委託費を支払うものになります。

1番の対象施設として、(1)では給付費の対象となる施設を記載しております。(2)では、委託費の対象となる施設を記載しておりますので、後ほどご確認をいただければと思います。

2番の公費負担につきましては、市・町とも同様でございます。

表の右側の具体的な調整内容につきましては、「子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続する。」としております。

次のページをお願いいたします。3の支給認定になります。

表の中ほどでございます。目的としましては、市・町とも同様でございます。幼稚園や保育園などを利用するために支給認定区分や保育の必要量などの認定を行うものでございまして、1番の支給認定区分として、1号認定から3号認定までとなりまして、市・町とも同様でございます。

2番の保育認定の基準になりますけれども、(1)の就労では、市が1カ月当たりの就労時間が48時間以上に対しまして、町では1カ月当たりの就労時間が64時間以上としております。また、次のページになりますけれども、(6)の求職活動では、市が支給認定期間は2カ月に対し、町では支給認定期間は90日としております。

3番の認定手続になりますけれども、市・町ともに受け付け時期等の違いはありますが、手続としましてはほぼ同様となっております。

前のページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容としましては、「支給認定については、保育認定の基準及び認定手続が異なるため、合併時に再編する。」としております。

55ページをお願いいたします。関係項目につきましては、4の利用者負担額になります。

表の中ほどの現況でございますけれども、1番の保育料は、国が定めて

おります上限額の範囲内で、世帯の所得の状況等を勘案しまして、階層区分に基づきまして保育料を徴収しております。

(1)の階層区分としまして、市は1号認定を14階層に、2号・3号認定を21階層に区分しております。町は1号認定を5階層に、2号・3号認定を12階層に区分しまして、これらの区分により保育料月額を徴収しております。参考資料としまして、59ページになります。利用者負担額基準額表としまして、1号認定の月額料金を記載しております。

次のページになりますけれども、同じく利用者負担額基準額表としまして、2号認定・3号認定の保育料月額を記載しておりますので、後ほどご確認ください。

55ページに戻っていただきまして、表の右側、具体的な調整内容になります。「保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため、合併時に再編する。」としております。

次のページになります。2番の軽減制度になります。少子化対策の一環としまして、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整える制度となっております、(1)の多子世帯軽減、次のページ、(2)の母子等世帯軽減につきましては、国で定めた軽減制度となりますので、対象世帯、軽減内容ともに市・町とも同様でございます。

次のページの(3)の第3子以降保育料無料化になります。第3子以降の児童の保育料を無料とする制度となりますが、児童の取扱いについて、市と町で異なっております。市・町ともに同一の扶養義務者によって3人以上の児童を監護する世帯になりますけれども、監護する3人以上の児童につきまして、市は、18歳未満の児童のうち3人目以降の児童としているのに対しまして、町では、年齢上限を問わない子どものうち、3人目以降の3歳未満児としております。

次のページをお願いいたします。4番の寡婦控除のみなし適用になります。こちらは、市のみ実施している事業となります。未婚のひとり親世帯に対しまして、税法上の寡婦控除のみなし適用することで保育料を軽減する制度でございます。対象者、軽減内容につきましては、記載のとおりとなっております。

| | |
|---------------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>56ページに戻っていただきまして、表の右側になります。具体的な調整内容としまして、「軽減制度については、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市のみ寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しているため、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>以上で、合併協定項目23—13 「保育事業について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第17号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>（「なし」の声）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ないようでございますので、それでは協議第17号につきましては、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> |
| <p>議 長</p> <p>丸山事務局次長</p> | <p>異議なしと認めます。</p> <p>保育事業につきましては、そのようによろしくお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議第18号 合併協定項目23—14 「生活保護事業について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、協議第18号につきましてご説明をいたします。資料につきましては、61ページになります。</p> <p>表の中をごらんいただきたいと思います。合併協定項目23—14 「生活保護事業について」の調整方針は、「生活保護事業については、合併時に統合する。」としております。</p> <p>次のページをお願いいたします。表の中ほどの現況でございます。目的につきましては、要保護者に対しまして、その困窮の程度に応じ必要な保</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>護を行い、その最低限の生活を保障し、自立を助成する事業となっております。</p> <p>市におきましては、法令に基づき市が実施機関となりまして、生活困窮者からの相談や保護の要否等の決定から保護を必要としなくなった被保護者に対する停止や廃止の決定まで、全ての事務を市で行っております。町では、群馬県が実施機関となっておりますので、町の業務としましては、生活困窮者からの相談などになりまして、下の米印にありますが、保護を必要としなくなった被保護者に対する保護の停止または廃止などの決定の権限については町にございませんので、県が行っている状況でございます。</p> <p>参考までに市と町の被保護世帯数、人員を記載しておりますので、後ほどご確認をいただきたいと思っております。</p> <p>表の右側、具体的な調整内容につきましては、「生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合する。」としております。</p> <p>以上で、合併協定項目23—14 「生活保護事業について」の説明を終了させていただきます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑を行います。</p> <p>協議第18号につきまして、ご質問、ご意見がございましたら挙手にてお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>ないようでございますので、それでは協議第18号につきまして、次回以降の審議事項とさせていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>生活保護事業につきましては、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、その他でございます。</p> |
| 議 長 | |
| 議 長 | |
| 議 長 | |

| | |
|---------------|---|
| <p>林事務局次長</p> | <p>初めに、寄せられたお問い合わせと事務局からの回答について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>資料の63ページをお願いいたします。寄せられたお問い合わせと事務局からの回答についてご説明いたします。</p> <p>前回6月26日の合併協議会で報告したものから追加がございましたので、ご報告申し上げるものでございます。受け付けした期間は、本年6月7日から7月9日まで、2件のメールでございます。内容は、63ページから67ページまでの5ページ分となります。個別の内容説明は時間の都合もございまして割愛させていただきますが、後ほどご確認をお願いいたしますと存じます。委員の皆様よりご意見等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。引き続き合併協議会のホームページに記載されている内容確認につきまして、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>このことに関しまして何かございますか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>それでは、後ほどまた読んでいただいて、ご意見がございましたら事務局にお寄せいただければと存じます。</p> <p>最後に、本日の会議全体を通しまして何かございましたら、お願いいたします。</p> <p>野村委員。</p> |
| <p>野村委員</p> | <p>全体ではないのですが、この協議会は、館林市・板倉町合併協議会規約にのっとり会議が進められておりますけれども、その規約の中で、第7条、委員は、次の者をもって充てるとあります。(1)から(7)までありますけれども、その中の(3)、両市町の議会から選出された議</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>員各3名というふうに出たてであります。</p> <p>出席者名簿の中には、板倉町の議員さんが重複ということになっておりまして、3名ではなくて2名の方が合併協議会の委員になっておりますけれども、やはり規約どおり、それぞれの議会から2号議員は正副議長、3号議員はそれぞれの議会から選出された各3名ということになっておりますので、ぜひもう一名選考をしていただいて、規約どおりにこの協議会が進むようお願いをしたいと思います。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>野村委員からそのような意見を賜りましたが、今後答えを、いいですか。副会長から。</p> |
| 栗原副会長 | <p>議会のことですから、議会のことは……</p> <p>(「別に答えは」の声)</p> |
| 議 長 | <p>答えなくていいのですね。要望ということで。</p> |
| 栗原副会長 | <p>一応館林市議会からのご要望も含めて、我が町も当然現状がそういう形でありますから、しっかりと対応したいとは思っているのですけれども、なかなか議会は難しいところでございまして……</p> |
| 議 長 | <p>要望ということで……</p> <p>(「規約どおり」の声)</p> |
| 議 長 | <p>規約どおりにですね。</p> <p>関係議会議員の皆さんも聞いていらっしゃると思いますので、規約どおりのということでお話を伺いました。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> |

| | |
|--------|--|
| 議 長 | <p>ないという答えでございます。</p> <p>以上で本日の議事を全て終了いたしたいと存じます。</p> <p>これにて議長の役目を解かせていただきます。皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。事務局、よろしく願いいたします。</p> |
| 田沼事務局長 | <p>それでは、次第に基づき栗原副会長より、閉会の挨拶をお願いいたします。</p> |
| 栗原副会長 | <p>午後4時45分ということで、相当長時間にわたって議論させていただきました。また、きょうは、今までとはちょっと違った形で、ある意味では総体的な議論の場にも一時期なったということで、私も、また自治体の責任者ということで、今の時点での当町から見た幹事会等々も含めての議論のやり方に興味を持ちながら、果たして合併を成就するためにはどういう形がいいのかということも含めて、先ほども申し上げましたが、たまたま当町でも議論をしているところでもあります。それをちょっと変則的に挟ませていただいて、本来の協議会だったのだろうか、議事にのっとっていたのかということについては、幾分か脇にそれたかとも思っております。しかし、本質的な議論は、脇道に多少それようが何であろうが、時には時間なんかも余り気にせずに、定時に始まって定時に終わるなどという上辺だけではなくて、慎重なところ、あるいは貴重なところは、徹底的にやっぱり論議をするというのが、我が町はそういう考え方でございまして、時間が来たからそろそろなどということは、うちは議会、全協等の中でもそういうことをしておりませんし、議長もそういう方でもございます。</p> <p>したがって、今後もこれを一つの機会として、お互い一つのまちになったときに、負担は合わせて両方がするわけですから、ということも前提に考えながら、どういうふうにサービスを向上するか、合併してよかったと、合併する前から、うちの町はサービスが下がってしまうよなどということでは、合併するこの目的が達しないと私は思っておりまして、そういう意味では、時にはいいとこ取りをしてもいいのではないかみたいなこともこれから多分議論として出てくると思います。</p> |

| | |
|--------|--|
| 田沼事務局長 | <p>そういう意味では、今後、各委員がそれぞれ自治体は違えど、そういう意味では大変見識をお持ちの皆様でございますので、これからも熟した熱意のこもった議論を期待をさせていただきたいと思っております。その結果、すばらしい一つになる形ができれば、それは最もよい形で、完全に意向が合わなければ、これはせつかく長い時間をすり合わせてきても、マイナスの方向ということだってこれは多々ある。他の自治体を見ればいっぱいあるわけですので、そういったことも踏まえ、今後ともよろしく願いをしたいと思えます。</p> <p>板倉町もそういう意味では、これからさらに真剣に対応してまいりたいと思えます。大変きょうは、貴重な時間をお集まりをいただき、議論をいただきましたことに心からお礼を申し上げまして、ご挨拶といたします。</p> <p>大変ありがとうございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様、長時間にわたりご審議、ご協議を賜りまして、大変ありがとうございました。</p> <p>次回、第7回の協議会につきましては、本日お手元に配付させていただいたとおり、8月30日、水曜日、午後2時より、館林市文化会館小ホールでの開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第6回館林市・板倉町合併協議会を閉会いたします。</p> <p>お帰りの際には、交通事故等お気をつけください。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p> |
|--------|--|